

京都市消費生活基本計画（第 2 次計画）に係る 平成 2 6 年度実施計画

- 重点課題 1** 京都市消費者教育推進計画の策定【継続】
(平成 2 5 年度「消費者教育推進体制の整備と推進計画の策定」を改称)
- 重点課題 2** 様々な主体と連携した
消費者教育・啓発事業の推進【新規】
- 重点課題 3** 高齢者等の消費者被害を防止するための
取組の推進【新規】
- 重点課題 4** 事業者に対する指導等の強化【継続】
- 重点課題 5** 商品等の表示基準の見直しの検討【継続】

京都市消費生活基本計画（第２次計画）に係る平成２６年度実施計画

重 点 課 題 １	京都市消費者教育推進計画の策定【継続】 （平成２５年度「消費者教育推進体制の整備と推進計画の策定」を改称）
推 進 施 策 名	推進施策１７ 児童、生徒等への消費者教育の推進 推進施策１８ 消費生活のトラブル防止のための学習機会の提供
取 組 期 間	平成２５年度～平成２６年度
趣 旨	平成２４年１２月に施行された消費者教育推進法に基づく国の基本方針及び京都府において組織又は策定される消費者教育推進地域協議会や消費者教育推進計画、さらには、他都市の動向も踏まえ、関係機関などとも連携を図り、必要な体制の整備や推進計画を策定する。
目 標	消費者教育を総合的かつ一体的に推進する体制を構築し、計画を策定する。
取組の基本的な方向	○消費者教育推進地域協議会の設置（平成２６年３月設置済み） ○消費者教育推進計画の策定

当年度の取組	
目 標	京都市消費者教育推進計画の策定 （平成２５年度 消費者教育推進地域協議会の設置に向けた取組の推進）
実施予定事業 （詳細別紙）	１ 消費者教育推進計画の策定【新規】 ２ 計画策定後のフォーラムの開催（３月）【新規】 ３ 計画パンフレットの作成（３月）【新規】 ４ 府市協働による消費者教育に関するシンポジウムの開催（９月）【新規】 （文化市民局消費生活総合センター）

1 消費者教育推進計画の策定【新規】

平成26年3月に、消費者教育推進計画の策定に当たり、意見や情報交換を行う場として消費生活審議会を消費者教育推進地域協議会として位置付けた。

併せて具体的に様々な主体の意見を反映する場（審議する場）として新たに消費者教育推進部会を設置。

上記の部会を核として議論し、平成26年度中に、本市関係機関をはじめ様々な主体が行っている消費者教育の取組を整理したうえで、消費者教育の体系化を図り、京都の地域性も踏まえた計画を策定する。

平成26年度

本年度中に

- 消費者教育推進部会を核として議論。

様々な主体（庁内、各団体）が行っている取組を整理



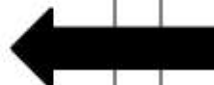
- 消費者教育の体系化を図り、京都の地域性も踏まえた計画を策定！

平成25年度（準備段階として）

平成26年3月17日に

- 消費生活審議会を消費者教育推進地域協議会に位置付け

- 具体的に審議する場として、消費者教育推進部会を設置。



2 計画策定後のフォーラムの開催【新規】

消費者教育推進計画策定の機運を盛り上げるために、庁内関係部署、消費者団体、地域団体とも連携したフォーラムを3月に開催する。



- 次年度以降の計画実施に当たり、各主体とのつながりを確認できる場とするため、より多くの関係者に参加していただけるよう働き掛ける。

3 計画パンフレットの作成【新規】

計画の内容を分かりやすく示したパンフレットを作成、本市消費者教育推進計画の周知を図る。



- 庁内、消費者団体、地域団体を通じて、幅広く市民へ配布する。
- 計画の具体的な取組内容が、イラストや写真を多用することにより、誰にでも分かりやすいものとなるよう工夫する。

4 府市協働による消費者教育に関するシンポジウムの開催 【新規】

国や消費者教育関係者を招いたシンポジウムを京都府と共同で開催する(9月)。

- 国の取組紹介, シンポジウム。
- 金融, 環境, 食育, 法教育など各種団体から, 取り組んでいる消費者教育の実践事例を報告していただく。



- 先行して策定された京都府消費者教育推進計画も参考としながら, 各主体が取り組んでいる様々な消費者教育について, 事例収集する機会とする。

京都市消費生活基本計画（第２次計画）に係る平成２６年度実施計画

重 点 課 題 ２	様々な主体と連携した消費者教育・啓発事業の推進【新規】
推 進 施 策 名	推進施策１７ 児童、生徒等への消費者教育の推進 推進施策１８ 消費生活のトラブル防止のための学習機会の提供 推進施策１９ 様々な媒体を用いた情報の発信
取 組 期 間	平成２６年度～平成２７年度
趣 旨	関係機関と連携した各種消費者教育・啓発イベントの積極的な開催及び教育現場の意見も取り入れた小中学生に対する消費者教育冊子の作成・配布等、環境、食育等の各テーマや、年齢層に応じた消費者教材の充実により本市消費者教育の推進を図る。
目 標	各種消費者教育・啓発イベントの開催及び小中学生に対する消費者教育冊子の作成
取組の基本的な方向	○消費者教育・啓発イベントの開催 ○小中学生に対する消費者教育冊子の作成

当年度の取組	
目 標	消費者教育・啓発イベントの開催及び小中学生に対する消費者教育冊子の作成
実施予定事業 (詳細別紙)	１ コンシューマーフェスティバルの開催【継続】 ２ 高齢者の消費者被害防止対策等シンポジウム (弁護士会等と協働)【新規】 ３ 各種消費者団体との協働事業の実施【新規】 ４ 高齢者のための「落語で学ぶ消費者問題」の開催【継続】 ５ 小学生向けの家庭科教材の補助冊子の作成・配布【新規】 ６ 中学生向け消費者教育冊子の作成・配布【新規】 ７ 消費者教育活動拠点のための啓発図書・ＤＶＤ等の充実 【新規】 (文化市民局消費生活総合センター)

1 コンシューマーフェスティバルの開催【継続】

平成25年度に引き続き、消費者団体、本市関係部局、その他関係機関・団体との協働による消費者啓発イベントを11月に開催する。



幅広い年齢階層に関心を持っていただけるような内容を企画

平成25年度のイベントの様子



消費者教育に関するシンポジウム
(ライフステージ別のパネラー)



ウルトラマンと遊ぼう&記念撮影会

重点課題2

2 高齢者の消費者被害防止対策等シンポジウム （弁護士会との協働）【新規】

高齢者の消費者被害が増加し続けていることも受け、弁護士会とも協働のうえ、高齢者や見守りの方を対象とした被害防止のためのシンポジウムを開催する。

重点課題2

3 各種消費者団体との協働事業の実施【新規】

消費者団体からの連携要請等に基づき、本市と消費者団体が協働で行う事業に対して、必要に応じ費用負担等の支援を行うとともに、団体との協働により事業を実施する。

4 高齢者のための「落語で学ぶ消費者問題」の開催【継続】

《別掲》

地域から孤立しがちで情報弱者となりやすい高齢者やその家族、近隣者等に対し、悪質商法などの消費者トラブルについて、話題として分かりやすく伝えることにより、消費者被害の未然防止・拡大防止を図るとともに、消費者問題への関心を高め、広げていただくことを目的として、落語を採り入れた消費者啓発事業を実施する。

平成25年度の講座のようす。

26年度も皆さんに「来てよかった！」と思っていただけるよう工夫します。



5 小学生向けの家庭科教材の補助冊子の作成・配布【新規】

小学5、6年時の家庭科で継続的に利用してもらうことを目的とした家庭科教材の補助冊子を教育現場の意見も取り入れたうえで作成する。

内容は「買い物」を中心とした消費者教育の体系イメージマップに沿ったものとする。

6 中学生向け消費者教育冊子の作成・配布【新規】

中学生向けの消費者教育冊子を教育関係者と連携のうえ作成し、市内全中学校に配布する。

○現行の冊子を全面的に見直し、新たな冊子を作成する。

・中学生向け消費者教育冊子「あなたはだいじょうぶ!？」

若年者の消費者被害の未然防止を図るため、平成19年度に市内の全中学生に配布し、平成20年度からは、毎年度改訂を行いながら新入生に配布してきました。



7 消費者教育活動拠点のための啓発図書・DVD等の充実【新規】

消費生活総合センターの貸出し図書やDVDなどの更新，充実を図り，消費者教育を実施する拠点として市民や，各地域団体，教育現場等に活用してもらえるよう機能を整備する。

【貸出し図書及び視聴覚教材】



消費生活総合センターでは，消費生活関連図書及び視聴覚教材を市民の皆様に無償で貸し出しています。

○平成25年度の貸出実績

・図書 120冊(平成24年度 74冊) ・視聴覚教材 44本(平成24年度 53本)

※平成25年度は新たに125冊の図書を購入しました。

京都市消費生活基本計画（第２次計画）に係る平成２６年度実施計画

重点課題３	高齢者等の消費者被害を防止するための取組の推進【新規】
推進施策名	推進施策１６ 身近な支援の仕組みづくり 推進施策１８ 消費生活のトラブル防止のための学習機会の提供 推進施策２３ 消費者意見の反映及び行動する消費者の育成
取組期間	平成２６年度～平成２７年度
趣 旨	高齢者等への消費者被害情報等の迅速な伝達・発信
目 標	当センターで行っている出前講座をはじめ、福祉関係機関等と連携して行っている取組を強化する。
取組の基本的な方向	○情報を必要としている人に確実に届けるための情報発信の拡大 ○庁内関係課の連携強化 ○市民ボランティアの育成及び登録の促進

当年度の取組	
目 標	高齢者の消費者被害未然防止のための啓発の強化
実施予定事業 （詳細別紙）	- 出前講座の積極的な利用の促進【継続】 - 高齢者の消費者被害防止対策等シンポジウム （弁護士会等と協働）【新規】 - 高齢者のための「落語で学ぶ消費者問題」の開催【継続】 - 啓発物品・啓発パンフレット等の積極的な活用による周知【継続】 「くらしのみはりたい」事業【継続】 - 消費生活行政推進会議における庁内関係課との連携の強化【継続】 - 警察等の関係機関との連携の強化【継続】 （文化市民局消費生活総合センター） （参考）高齢者を見守る仕組み（庁内関係課の取組） ・「くらしのみはりたい」事業（文化市民局消費生活総合センター） ・一人暮らしお年寄り見守りサポーター事業 （保健福祉局長寿福祉課） ・認知症あんしんサポーター、認知症あんしんサポートリーダーの養成事業（保健福祉局長寿福祉課） ・老人福祉員制度（保健福祉局長寿福祉課） ・地域包括支援センター業務（保健福祉局長寿福祉課） ・認知症高齢者等権利擁護推進事業（保健福祉局長寿福祉課） ・民生委員・児童委員制度（保健福祉局地域福祉課） ・日常生活自立支援事業（保健福祉局地域福祉課） ・認知症の人も安心して暮らせるまちづくり事業（左京区役所支援課）

1 出前講座の積極的な利用の促進【継続】

悪質商法の手口と対策を本市消費生活専門相談員が分かりやすくお話しする出前講座(25年度:65回, 24年度:50回実施)を, 高齢者の見守りを行っている関係者等にあらゆる機会を捉えてPRし, 積極的な利用を促すことにより, 高齢者被害の未然防止に努める。



サポーターと協力して, 楽しみながら学んでいただけるよう, 寸劇のシナリオや演じ方にも工夫を凝らしていきます。

【平成25年度実施件数及び参加者数】

65件 2,744名(平成24年度 50件 2,245名) うち「京(みやこ)・くらしのサポーター」の派遣を伴うもの7件

(主な派遣先…地域包括支援センター15件, 社会福祉協議会9件, 地域の自治会・自主的な団体18件など)

2 高齢者の消費者被害防止対策等シンポジウム (弁護士会との協働)【新規】

高齢者の消費者被害が増加し続けていることも受け、弁護士会とも協働のうえ、高齢者や見守りの方を対象とした被害防止のためのシンポジウムを開催する。

3 高齢者のための「落語で学ぶ消費者問題」の開催【継続】

地域から孤立しがちで情報弱者となりやすい高齢者やその家族、近隣者等に対し、悪質商法などの消費者トラブルについて、話題として分かりやすく伝えることにより、消費者被害の未然防止・拡大防止を図るとともに、消費者問題への関心を高め、広げていただくことを目的として、落語を採り入れた消費者啓発事業を実施する。

平成25年度の講座のようす。

26年度も皆さんに「来てよかった！」と思っていただけるよう工夫します。



4 啓発物品・啓発パンフレット等の積極的な活用による周知【継続】

消費生活総合センターで作成する啓発物品等について、関係機関や直接高齢者と接する方の意見も参考にしながら、啓発効果等のより高いと思われるものを作成し配布することにより、当センターへの結び付け及び消費者被害の未然防止につなげる。



区民まつりでグッズをお渡ししている様子です

センターの相談窓口を周知するため、出前講座や区民まつり等、市民が多く集まる場所で配布する啓発物品等を作成しています。

○作成物品

- ・2色ボールペン ・うちわ ・まな板シート
- ・クリアファイル ・消費者啓発ノート
- ・どうぶつ折り紙 ・アウトインフォルダー
- ・手提げ型クリアファイル
- ・イレーザー付きホワイトボードマーカー
- ・スポンジワイプ ・携帯電話画面クリーナー
- ・マグネットステッカー ・啓発タペストリー

一部の物品は、高齢者の被害防止の啓発に役立てるために地域包括支援センターにも配布しています。

5 「くらしのみはりたい」事業【継続】

消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、身近な地域において、日常生活の中での「目配り」、「気配り」、「声掛け」による高齢者の見守りや、消費生活総合センターへの相談を奨励する市民ボランティアを募集する。



「くらしのみはりたい」ステッカー

○くらしのみはりたい

「くらしのみはりたい」ステッカーを配布し、電子メールアドレス登録者には、「京・くらしの安心安全情報」等の最新の消費生活情報の提供を行いました。

・登録者数：2,822名(平成24年度 2,803名)

6 消費生活行政推進会議における庁内関係課との連携の強化【継続】

昨年12月、冷凍食品の一部から農薬が検出される事件が起こった際には、関係課である保健福祉局保健医療課と共同して、ホームページによる注意喚起を行うとともに、製造事業者に電話がつかない方等からの相談を受け付けた。

今年度も同会議で構成される庁内関係課に加え、京都市消費者教育推進計画策定のため、庁内の消費者教育に係る取組を行う関係課との連携をより強化するため、平成26年3月に設置した「消費者教育専門委員会」も機動的に活用し、庁内の連携体制の一層の強化を図る。

京都市消費生活行政推進会議

【趣旨・目的】

消費生活行政を「暮らしの総合行政」として、縦割り行政の弊害を解消し、京都市消費生活基本計画に基づく施策について、相互に連携し、調整を行うことにより、その総合的かつ効果的な推進を図るとともに、計画の実効性を確保することを目的とした庁内横断的な組織であり、平成18年10月に設置した。

【構成】 議長 文化市民局市民生活部長

環境政策局、文化市民局、産業観光局、保健福祉局、都市計画局、総務当番区、消防局、上下水道局、教育委員会事務局の関係課長

その他文化市民局市民生活部長が必要と求める本市関係職員

【開催状況】

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1回	2回	1回	1回	2回

7 警察等の関係機関との連携の強化【継続】

昨年11月には、「健康食品等送りつけ商法110番」による電話集中相談、本年3月には名簿販売業者から押収した名簿を活用した高齢者への注意喚起を、京都府警察・京都府・京都市で連携して行った。

そのほか、京都市内の全地域包括支援センターに対して、同センターの職員の方が高齢者宅を訪問する際にお渡しいただけるよう、悪質商法等に関する啓発物品をお配りした。

昨年度に引き続き、今年度も積極的な取組を行っていく。

【平成25年度の取組】

(1) 名簿販売業者から押収した名簿に記載されている高齢者への注意喚起

平成26年3月に、京都府警察及び京都府と連携し、京都府警察が名簿販売業者から押収した名簿に記載されている高齢者に対して、悪質商法等の被害に遭わないよう注意喚起するチラシを9,512通(うち京都市内4,829通)送付した。

(2) 健康食品等送りつけ商法110番(重点課題2 事業者に対する指導等の強化でも記載)

申し込んでいないのに「商品を送る」と強引に電話を掛け、受取を拒否しても執拗に勧誘し、商品を送りつけて代金を請求するといった健康食品等の販売に係る相談が急増したため、京都府及び京都府警察と連携して、電話による集中相談「健康食品等送りつけ商法110番」を実施した(相談件数14件)。

(3) 地域包括支援センターとの連携

高齢者の被害防止の啓発に役立てるため、京都市内の全地域包括支援センター(市内61箇所)に対して、同センターの職員の方が高齢者宅を訪問する際にお渡しいただけるよう、悪質商法等に関する啓発物品(啓発うちわ、啓発ノート)を配布した。

京都市消費生活基本計画（第２次計画）に係る平成２６年度実施計画

重 点 課 題 ４	事業者に対する指導等の強化【継続】
推 進 施 策 名	推進施策１１ 事業者に対する指導等の強化 推進施策１２ 適正な取引行為の徹底
取 組 期 間	平成２５年度～平成２６年度
趣 旨	事業者に対し、消費者被害の防止に向けた不適正な取引行為に対する指導を強化し、適正な取引行為について徹底する。
目 標	悪質商法による消費者被害の防止に向けた不適正な取引行為を行う事業者に対する指導の強化
取組の基本的な方向	○不適正な取引行為に対する事業者指導 ○適正な取引行為の徹底

当年度の取組	
目 標	悪質商法による消費者被害の防止に向けた不適正な取引行為を行う事業者に対する指導の強化
実施予定事業 （詳細別紙）	１ 事業者に対する指導等の強化 （１）不適正な取引行為に対する事業者指導【継続】 （２）法令上の権限を有する関係機関との連携強化【継続】 （３）特定事案についての１１０番の設置【継続】 （文化市民局消費生活総合センター） ２ 適正な取引行為の徹底 （１）不適正な取引行為を未然に防ぐことを目的とした 事業者に対する出前講座の実施【継続】 （文化市民局消費生活総合センター）

(1)不適正な取引行為に対する事業者指導【継続】

京都市消費生活条例に基づき、不適正な取引行為を行う事業者に対し指導等を行う。

(2)法令上の権限を有する関係機関との連携強化【継続】

悪質な勧誘や誇大広告等、法令違反の疑いのある案件については、京都府、京都府警察、京都弁護士会その他の関係機関との連携の下、早期対応による被害の拡大防止を図る。

また、法令違反の取引行為を行う事業者に対して、法令上の措置が迅速に適用されるよう関係法令上の権限を有する関係機関との連携を密にする。特に刑事処分の可能性がある案件については、警察との連携により積極的な対応を行う。

なお、2箇月ごとに、京都府警、京都府、京都市による「京都府・京都市情報交換会」を開催し、情報共有を図っている。

(3) 特定事案についての110番の設置【継続】

平成25年度に引き続き、相談が急増し、重大な被害拡大の恐れがある事案について、特定事案についての110番を設置し、消費者被害の掘り起こし及び被害拡大防止のため注意喚起を図るとともに、事業者への警告を行う。(平成25年度は、「健康食品等送りつけ商法110番」を実施。)

重点課題4－2

(1) 不適正な取引行為を防ぐことを目的とした事業者に対する出前講座の実施【継続】

本市で営業を行う小規模事業者等を対象に弁護士による出前講座を実施する。平成26年度は実施期間を拡大して行う。

京都市消費生活基本計画（第２次計画）に係る平成２６年度実施計画

重 点 課 題 ５	商品等の表示基準の見直しの検討【継続】
推 進 施 策 名	推進施策４ 消費生活条例に基づく情報の適正化の推進
取 組 期 間	平成２５年度～平成２７年度
趣 旨	食品表示法の施行に向けて、消費者が商品等を適切に選択できるよう、商品の表示等に関する検討を行い、必要に応じて、消費生活条例に基づく基準の見直しを行う。
目 標	食品表示法の施行に向けた消費生活条例に基づく基準の見直しの検討
取組の基本的な方向	○消費生活審議会における調査及び審議 ○食品表示法の施行に向けた消費生活条例に基づく基準の見直しの検討

当年度の取組	
目 標	食品表示法の施行に向けた消費生活条例に基づく基準の見直しの検討
実施予定事業	１ 商品等の表示等に関する検討 食品の安全性や品質などを分かりやすく表示するため、食品表示に係る３法を一元化し、基準を一元的に定める食品表示法が平成２５年６月２１日に成立した。 食品表示法の施行により、今後策定される国の食品表示基準についての情報収集に努め、消費者が商品等を適切に選択できるよう、同法の商品の表示等に関する検討を行い、必要に応じて、消費生活条例に基づく基準の見直しを行う。 ２ 京都市消費生活条例の規定に基づく単位価格表示基準の見直しの検討 京都府が単位価格表示基準の見直しを検討していることを踏まえ、本市においても基準の制定から３０年以上が経過し、その間に現状の価格表示とのかい離が生じていることから、京都府の見直しの状況を見ながら、必要に応じて基準の見直しを行う。 （文化市民局消費生活総合センター）